

秋田県税務総合システムの更新に係る企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

平成27年6月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 名称  
秋田県税務総合システム更新業務
- (2) 目的及び概要  
別に定める企画提案競技実施要領による
- (3) 履行場所  
秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県総務部税務課
- (4) 履行期間  
契約締結の日から平成30年3月31日まで

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から委託候補者を選定するまでの間に秋田県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 秋田県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること。
- (6) 秋田県内に主たる営業所を有するものにあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (7) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められる者であること。
- (8) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (9) 地方税に関するシステムの設計、開発又は運用実績を有する者であること。
- (10) 本業務を遂行するために必要な実施体制（同種、同規模程度のシステム構築の責任者としての業務経験を有するプロジェクト責任者の配置等）を講じることができる者であること。
- (11) 共同企業体による参加も認めるが、次のすべての要件を満たすこと。

ア 共同企業体の結成は自主結成とし、次の事項を定めた協定書を締結していること。

- (ア) 目的
- (イ) 名称
- (ウ) 事務所の所在地
- (エ) 成立の時間及び解散の時間
- (オ) 構成員の住所及び名称
- (カ) 代表者の名称
- (キ) 代表者の権限
- (ク) 構成員の出資の割合
- (ケ) 運営委員会
- (コ) 構成員の責任
- (サ) 取引金融機関
- (シ) 決算
- (ス) 利益金の配当の割合
- (セ) 欠損金の負担の割合
- (ソ) 権利義務の譲渡の制限
- (タ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (チ) 構成員の除名

- (ツ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (テ) 代表者の変更
- (ト) 解散後のかし担保責任
- (ナ) 協定書に定めのない事項

イ 共同企業体を構成するいずれの者も、(1)から(8)までの全ての要件を満たしていること。

ウ 共同企業体の代表者が(9)及び(10)に掲げる要件を満たしていること。

エ 共同企業体を構成するいずれの者も、本企画提案競技に単独又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。

### 3 企画提案依頼書の交付期間及び交付場所

#### (1) 交付期間

公告の日から平成27年7月7日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

#### (2) 交付場所

1 (3)で定める場所で直接交付する。

#### (3) 交付方法

電子媒体(DVD-R)により交付する。

### 4 参加資格の確認手続

#### (1) 参加資格の確認の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次により参加資格の確認を受けること。

##### ア 提出書類及び部数

次の掲げる書類を一部提出すること。

(ア) 参加資格確認申請書

(イ) 会社概要等整理表

(ウ) 受注実績整理表

(エ) 従事技術者証明書

(オ) 共同企業体による参加の場合は、その事実を証明する協定書の写し

##### イ 提出方法

1 (3)で定める場所に直接持参すること。

##### ウ 提出期間

公告の日から平成27年7月7日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

#### (2) 参加資格の確認結果

参加資格の確認結果は、平成27年7月14日(火)までに電子メールにより申請者に通知する。

### 5 企画提案書の提出手続

#### (1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 企画提案書概要版

ウ 見積書

エ 機能要件確認表

#### (2) 提出方法

1 (3)で定める場所に直接持参すること。

#### (3) 提出期間

参加資格の確認通知のあった日から平成27年7月28日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

### 6 契約候補者の選定等

#### (1) 選定に関し審査する事項

企画提案書を提出した者のうち最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、別に定める企画提案書評価項目一覧に定めた事項とする。

#### (2) 選定方法

1 (3)で定める場所において、企画提案書等及び面接により審査を行い、最も優れた提案を行った提案者を契約候補者として選定する。

#### (3) 選定期間

選定は、平成27年8月上旬までを目処に行う。

#### (4) 選定結果の通知

選定結果については、書面により速やかに通知する。

(5) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

ア 選定されなかった提案者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(4)による通知を受けた日から7日以内に説明を求める旨を記載した書面を1(3)で定める場所に提出しなければならない。

イ 説明を求めた提案者に対しては、アの書面の提出があった日から7日以内に書面により回答する。

7 その他

(1) この公告に係る手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(3) 企画提案書等の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

(4) 契約候補者の選定に際して、提案者に対して企画提案書等の内容について説明を求めることがある。

(5) 問い合わせ先

秋田県総務部税務課税務電算班

電話 018-860-1130

8 概要

Summary

(1) Subject

Request for proposals for the renewal of the Akita Prefecture comprehensive tax system

(2) Deadline for the proposals submission 5:00 p.m. 28 July, 2015

(3) Contact information

Tax Division, Akita Prefecture Department of General Affairs 4-1-1 sanno, Akita City, Akita  
Prefecture 010-8570, Japan

TEL 018-860-1130

mail zeimuka@pref.akita.lg.jp